

Ⅲ 子どもの安全確保

1 子どもの安全対策の推進

スクールガード・リーダーの市立幼稚園・こども園・小学校への派遣や不審者情報メールの配信、子どもに関する相談体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

また、防災に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得させるなど、防災教育を充実させます。

(1) 子どもの安全対策

現状と課題

昨今、子どもが被害に遭う事件や事故が多発しているほか、不審者の子どもへのつきまといや声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

また、東日本大震災以降、地震・津波等の災害に対する児童生徒等の安全確保がより一層求められているとともに、学校施設が避難所としての役割を担っていることを踏まえ、大規模災害発生の際、一定期間、教職員が施設管理面から避難所運営に協力することが求められています。

児童虐待については、相談対応件数が増加し、内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。身体的暴力など重篤なケースもあり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立に向けた支援が必要となっています。

対応方針

- 不審者等からの被害に遭わないように警察や関係団体等と連携し、より一層、子どもの見守り体制の充実を目指します。
- 危機管理マニュアルと安全マップの作成や災害時を想定した避難訓練等により、非常災害からの子どもたちの安全確保と、大規模災害発生後における円滑な避難所運営により早期の学校再開を目指します。
- 子どもが防災に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得すること、また、それらを活用して、自分の命は自分で守る能力の育成、さらに、地域と連携し、地域防災の担い手となる子どもたちの育成を目指します。
- 安全上の諸課題に対応できる教職員の拡充を目指します。
- 教職員の児童虐待についての責務を認識し、早期発見等、適切な対応を行います。

施策内容

- 登下校時や不審者侵入時の子どもの安全・安心を確保するため、スクールガード・リーダーの配置の拡充や効果的な活用に努めます。
- 警察や学校等との連携をより一層密にし、積極的な不審者情報等の提供を促すとともに

に、不審者情報メール配信先の拡充に努めます。

- 小学校の下校時間帯を中心とした安全パトロールに取り組むほか、重大な不審者事案等が発生した場合には臨時巡回を実施する等、子どもの被害防止に努めます。
- 学校安全管理研修会等を開催し、学校を巡る安全上の諸課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、全ての幼稚園・こども園・小学校・中学校・高松第一高等学校において危機管理マニュアルと安全マップを作成し、定期的に見直しを行います。
- 大規模災害時の学校における「避難所運営マニュアル」作成支援のため、教職員の役割分担や施設の利用計画など、各学校において必要な避難所運営方策の検証・整備を図ります。
- 児童虐待防止への取組を推進するため、関係機関相互の連携を深めるとともに、広報・啓発活動に努めます。
- 「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」を各園・学校に配布し、早期発見と速やかで適切な対応に努めます。
- 消防署や気象台の職員など、防災の専門家を学校に派遣することにより、災害が起こる原因や災害発生時の行動など、災害時対応の基礎的知識を習得させるとともに、学校での防災学習や地域と連携した防災訓練など実践的な取組を実施することにより、防災教育の充実を図ります。

用語解説

●危機管理マニュアル

危険等発生時において、教職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めたもの。危険の対象によって「防犯マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」等と呼ばれている。学校保健安全法の規定により、各学校が、その実情に応じた内容で作成

●安全マップ

交通安全や防犯・防災などの観点から、通学路等校区内の危険箇所における注意すべきポイントを地図上に表記したもの。学校保健安全法の規定により、各学校は、学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項についての計画（学校安全計画）を策定し、実施しなければならない。

●スクールガード・リーダー

学校を巡回して、スクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して、より良い防犯活動を行うための専門的な指導・助言を行う者

●「避難所運営マニュアル」

開設準備の方法、運営体制、活動内容などをまとめたもので、各地域がその実情に応じて作成。学校における避難所運営マニュアル作成に際しては、各学校が、避難所として使用できる教室や区域、避難所運営業務のうち教職員が実施できる範囲などを明確にする必要がある。

【施策の目標】

項 目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
子ども人口1,000人当たりの不審者情報メール配信先件数	7.6件	9.4件	9.1件
スクールガード・リーダーの年間派遣回数 (小学校1校当たり)	9.2回	10.8回	10回

2 子どもの交通安全対策の推進

通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、子どもを交通事故の危険から守ることを目的として、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

(1) 子どもの交通安全対策

現状と課題

昨今、子どもが登下校中に被害に遭う事故が多発し、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術の習得や通学路の安全確保のための対策が求められています。

対応方針

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、子どもが安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ります。
- 子どもの交通ルールに対する意識、交通安全についての正しい知識と技術を身に付けることで、交通事故の未然防止を図ります。

施策内容

- 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の定期合同点検を計画的に実施するほか、臨時、緊急合同点検を必要に応じて実施します。
- 交通ルールに対する意識の高揚、交通安全についての正しい知識と技術を身に付けるために、交通安全教室を開催します。
- 自転車通学許可生徒がいる中学校及び高松第一高等学校で、自転車点検を実施し、整備が必要な自転車を持つ生徒への指導・整備確認を行うとともに、中学校においては、登下校時等におけるヘルメット着用の徹底を図り、生徒の安全と安全意識の向上を図ります。

用語解説

- 「高松市通学路交通安全プログラム」
警察、道路管理者、市、教育委員会、学校、PTAその他必要な者で構成される推進体制による通学路の安全点検（合同点検）の検討・実施や、点検結果に基づく対策の実施など、通学路の安全確保に向けた取組の基本的方針を定めたもの

【施策の目標】

項目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
通学路合同点検計画における達成率	64.0%	80.0%	100%